

デロイト トーマツ チャイナ ニュース

中国の投資・会計・税務情報

Vol.160 March 2016

Contents

投資情報

貿易信用調査制度の改訂.....2

税務情報

2016年5月1日から増値税改革試験を全面的に実施
～建築業、不動産業、金融業、生活サービス業まで範囲を拡大～.....4

投資入門 Q&A

国有企業との合併.....6

出版物: デロイト トーマツ チャイナ ニュース バックナンバー集発刊のお知らせ.....7

中国業務に関する主なお問合せ先.....9

本ニュースに基づいて、財務上の問題やビジネスの問題に影響があるような意思決定や行動をとられる場合は、下記の点を考慮した上で必ず当法人の専門家にご相談ください。

1. 本ニュースは、一般的な情報を提供するものであって、各利用者の具体的な事情に即した会計情報を提供するもの、或いは会計、税務、法律、投資、コンサルティングその他の助言やサービスを提供するものではありません。
2. 本ニュースに含まれている情報は、利用者の参考のためのみに供されるものです。
3. 本ニュースは、その作成後の状況変化等により時機に即していない可能性があります。

翻訳部分の表現については十分吟味していますが、日本語では本来の意味を表現できていない箇所のある可能性がありますので、ご利用に際しては原文をご確認くださいませよう願ひ致します。

発行人: デロイト トーマツ 中国サービス グループ
〒108-6221 東京都港区港南 2-15-3 品川インターシティ C 棟
電話: 03-6720-8341 / ファックス: 03-6720-8346
E-Mail: chinanews@tohatsu.co.jp

投資情報

貿易信用調査制度の改訂

2016年1月14日付で、外貨管理局が「貿易信用調査制度」(滙発[2016]1号)の改訂を公布しました。

貿易信用調査制度とは、中国当局による国際収支の実態の把握、外貨準備や国際投資などの判断に資するための統計制度で、輸出入取引に伴う債権債務の発生情報を収集し、その発生量・発生時期・通貨種類の配分などを調査・統計・分析するための制度です。貿易信用調査制度は2004年にスタートしたもので、調査対象となる企業(対外貿易経営者)は、輸出入取引に関連する貿易信用債権債務の発生や回収の情報を、定められた期間内に外貨管理局の調査項目に応じて申告する義務があります。

ここでは、情報の提供者である企業側の視点から、貿易信用調査制度への対応に重要なポイントをQ&A形式で整理します。

Q1 改訂のポイントは何か？

A1 今回の改訂は、国内外の経済状況の変化に合わせて、統計のより精度向上を図りつつ、情報を提供する企業と情報を集約する外貨管理局の双方の負担軽減を目的として行われたもので、主に調査指標・調査頻度・調査対象の領域が見直されました。具体的に、①調査指標が簡素化され、従来の企業信用と銀行信用との区分や、長期短期の区分がなくなりました。②調査頻度は、従来の四半期ごとから月次に変更されたことで、月次調査と年次調査の組み合わせとなりました。③調査対象において、重要性の観点から基本的に一定規模以上の企業を対象にすることとなりました。また、調査対象となる企業の数量は今までの通りですが、大部分の企業は年次調査の対象となり、月次調査の対象となる企業は少ないとされています。

Q2 外商投資企業でも貿易信用調査制度に応じる義務がありますか？応じない場合は何らかの罰則はありますか？

A2 国外(香港・マカオ・台湾を含む)企業等との間で、貨物の輸出入貿易を行う企業が貿易信用調査制度の調査対象となります。よって、外商投資企業でも、貨物の輸出入取引を行うことがあれば、貿易信用調査制度に応じる義務があるとされています。

調査対象とされたにもかかわらず貿易信用債権債務の情報を申告しない企業に対し、外貨管理局は、「中華人民共和国外貨管理条例」に基づき30万元以下の罰金を課すことができます。

Q3 企業にはどのような対応が求められているのでしょうか？

A3 調査対象は全企業ではなく、外貨管理局により指定された一定規模を有する、輸出入取引を行う重点企業のみです。

年初に調査対象企業リストが外貨管理局より公表されます。企業は、自社が調査対象となっているか、調査対象となっている場合には併せて、月次調査対象か年次調査対象かを把握します。調査対象となっているのが月次調査か年次調査かにより、申告回数・申告期限・申告範囲が異なります。

調査対象となった企業は、定められた報告期限内に、外貨管理局の貿易信用債権債務調査システム

(<http://asone.safesvc.gov.cn/asone/>)にアクセスし、関連情報を入力する必要があります。

また、月次調査対象となった企業は、毎月 15 日(15 日が営業日でない場合、翌営業日)までに、前月における貿易信用債権債務の発生や回収を、年次調査対象となった企業は 2 月末までに前年度における貿易信用債権債務の発生や回収を報告しなければなりません。

Q4 企業は貿易信用調査制度に応じる際、どのような情報を申告すべきでしょうか？

A4 貿易信用調査制度に応じる際、「調査対象企業基本情報表」と、「輸出重点企業貿易信用申告表」または「輸入重点企業貿易信用申告表」といった調査表に従い、関連情報を申告する必要があります。

① 「調査対象企業基本情報表」においては、企業名称、組織機構コード、所属外貨管理局コード、税関コード、会社住所、主要貿易方式、主要経営商品、主要輸出(入)国および地区、企業連絡人や電話番号等情報を提示します。

② 「輸出(入)重点企業貿易信用申告表」において、当期輸出(入)総額、当期受取った(支払った)輸出(入)関連取引の金額、期末帳簿上輸出(入)関連取引の売掛金・前掛金の残高、期末帳簿上輸出(入)関連取引の前受金・前払金の残高、輸出(入)関連の取引の売掛金・前掛金の平均回転期間等の情報を提示します。

Q5 対象の貨物輸出入取引は何でしょうか？

A5 中国大陸の企業と国外(香港・マカオ・台湾を含む)輸出入企業等との間で、貨物の所有権の移転を目的とする取引は調査対象の貨物輸出入取引となります。

ご留意頂きたいのは、貨物の所有権の移転を伴った取引においては、たとえば加工貿易の形態の一つである来料加工のような取引で、外国企業が無償で原材料を提供し、その後組立後の製品を引き取ることで、原材料の所有権は中国加工企業に移転されませんので、貿易信用調査制度の対象取引となりません。しかし、中継貿易のような、中国の企業は外国から商品を仕入れて直接第三国に販売した取引では、貨物が中国の税関を通過していないものの、貨物の所有権は中国の企業から第三国の企業に移転されており、貿易信用調査制度の対象取引となります。

Q6 いつからのスタートでしょうか？

A6 今回の公布によると、改訂後の貿易信用調査制度は 2016 年 8 月 1 日から施行され、対象企業は 2016 年 7 月以降の情報を報告する必要があります。

¹ 月次調査なら、当月を指しますが、年次調査なら、当年度を意味します。

税務情報

2016年5月1日から増値税改革試験を全面的に実施 ～建築業、不動産業、金融業、生活サービス業まで範囲を拡大～

1. 増値税改革試験とは

中国の間接税制度においては、物品の販売、加工、修理、組立修理役務の提供および物品の輸入を課税対象とする増値税と、役務の提供、無形資産の譲渡および不動産の販売を課税対象とする営業税とが並存してきました。増値税の一般納税者¹は売上税額から仕入税額を控除することができますが、営業税にはこのような仕入税額控除の仕組みがないため、実質的な二重課税が生じる可能性があります。

中国で2012年から開始された増値税改革試験は、営業税の課税対象となる取引を徐々に増値税の課税対象に組み入れることにより、現行制度の下で両税が並存することにより生じる二重課税の問題の解決を図るとともに、経済構造の転換を進め、現代的サービス業の発展を図ることを主な目的としています。

増値税改革試験は2012年から、まず上海市において交通運輸業と一部の現代的サービス業を対象として開始されました。その後、増値税改革試験は全国で実施されるようになり、対象業種も鉄道運輸業、郵便業、電信業等まで拡大されました。現時点では、建築業、不動産業、金融業および生活サービス業の四業種のみがなお営業税の課税対象とされ、これらの業種がいつから増値税の課税対象に移行するのか、その実施日程の公表が長く待たれていました。

2. 増値税改革試験の全面的実施

2016年3月5日に開幕した第12期全国人民代表大会第4回会議において、李克強首相は政府活動報告を行い、その中で、2016年5月1日から増値税改革試験を全面的に実施し、その対象業種を建築業、不動産業、金融業および生活サービス業まで拡大すると表明しました。また、増値税改革試験の全面的な実施後、新たな不動産の取得に係る増値税も仕入税額控除の対象とすること、すべての業種において納税者の税負担を減じ、増加することがないようにすることも明らかにしました。

増値税改革試験の全面的な実施に関する方案は、2016年3月18日に李克強首相が招集した国務院常務会議において可決され、これを受けて、財政部と国家税務総局は2016年3月23日に、「営業税に代えて増値税を徴収する試験の全面的な実施に関する通知」(財税[2016]36号)を公布しました²。

2016年5月1日から、建築業、不動産業、金融業および生活サービス業を含むすべての役務提供が、物品売買と同様に増値税の課税対象となり、納税者は仕入税額の控除を受けられるようになります。増値税改革試験の実施方案においては、すべての業種において税負担が増加することがないようにするための措置が設けられ、今年、企業の税負担は5,000億元余り軽減されると見込まれています。

増値税改革試験の全面的な実施後の取扱いに関する主な要点は以下のとおりです。

- すでに控除の対象となっている機器設備の購入に係る仕入税額に加え、新たな不動産の取得に係る仕入税額も控除の対象となる

¹ 増値税の納税者には一般納税者と小規模納税者がある。一般納税者は納付税額の計算時に、増値税専用発票等の控除証憑を入手していることを条件として、仕入税額を売上税額から控除することができる。一方、小規模納税者は売上高に一定の徴収率をかけて納付税額を計算し、仕入税額の控除は認められない。関連規定に基づき、年間の課税売上高が小規模納税者の基準を超える増値税の納税者は、所轄税務機関で一般納税者資格の登記手続を行わなければならない。

² 財税[2016]36号の詳細については、Tax Analysis を参照。

- 新たに試験の対象となる業種に対する従来の営業税の優遇政策は、原則として増値税への移行後も継続される
- 不動産業等に対して、税負担を増加させないための経過措置が設けられた
- サービスの輸出に対してはゼロ税率または免税政策を適用する
- 建築業と不動産業には11%、金融業と生活サービス業には6%の税率が適用される

なお、3月11日に国家税務総局の王軍局長が記者の質問に答えた内容によれば、増値税改革試験の全面的な実施に向けて、税務機関は研修、アドバイス、申告場所における優先窓口の設置という形で、納税者に支援を提供します。また、納税者の便宜のため、増値税改革試験の全面的な実施後、最初の申告となる6月度の申告期限は、6月15日から6月25日に延長されます。

財政部および国家税務総局は今後も増値税改革試験の状況をフォローアップし、その経験に基づいて増値税制度の一層の整備を図るとともに、増値税暫定条例を法律に格上げするための立法手続も進めていくこととなります。

3. 納税者の対応

増値税改革試験の対象業種が拡大される2016年5月1日まで、納税者に与えられる準備のための時間は限られたものとなりますが、新たに増値税の納税者となる建築業、不動産業、金融業および生活サービス業の企業は、新しい規定の公布に留意しつつ、できるだけ早く増値税のコンプライアンス業務の準備を進める必要があります。例えば、増値税申告および発票管理のフローの制定、財務および税務担当者に対する研修、増値税の計算および申告の要求に合わせるためのシステムの調整等です。また、営業税から増値税への移行は、各取引における価格の取決めにも影響を与えるため、上記の四業種に限らず、各企業はサプライヤーおよび顧客と十分なコミュニケーションを取ることが必要になるといえます。

投資入門 Q&A 国有企業との合併

2015年12月号では独資企業と合併企業をテーマにそのメリット・デメリットを考えました。

第5回目となる今回は、合併企業の中でも特に国有企業との合併において留意すべきポイントを整理したいと思います。

Q. 合併相手が国有企業である場合に、特に留意すべき点がありますか？

合併相手は民間企業だけでなく、国有企業となる場合も多々あります。

国有企業とは、国が直接・間接的に出資している企業を指します。国の企業に対する各種形式の出資により形成される権益は、国有資産に該当することから、国務院及び地方政府管轄の国有資産監督管理委員会（以下、“SASAC”と表記）の管理下に置かれています。国有企業は、基本的に国家の利益を念頭に活動していることから、そのアプローチや制度上の制約は、民間企業と大きく異なる場合があります。ここでは、国有企業を合併相手として合併企業を設立した場合に、再編などの場面において問題となる典型的な点を紹介します。

- KPI(Key Performance Indicator: 重要経営指標)の違い

国の国有企業に対する持分は国有資産であり、国の意向が反映されることから、そのKPIは通常の民間企業とは大きく異なります。すなわち、いわゆる会計上の利益よりも、「国有資産価値の維持増加」という点が重視される傾向があります。一方で、合併企業の持分譲渡に際しては「国有資産の投資回収」という観点から、譲受側に対して純資産簿価や合併企業の収益力に見合わない譲渡金額を要求するケースが散見されます。また、国有企業の意思決定は国の政策変更などの影響を受けやすいことも念頭に置き、合併相手に関する情報収集を継続する必要がありますでしょう。

- 国有資産の譲渡手続

合併企業を運営していく中で、合併相手が有する持分を取得したり、合併企業の重要な資産を売却する場合があります。これらの資産は国有資産に該当するため、その処分には独自の規定があり、合併当事者の一存で自由に処分ができるわけではありません。

具体的には、国有企業である合併相手から持分を取得する場合には、以下の手続を経る必要があります。

- 国有資産の評価

民間企業間の持分譲渡の場合、譲渡価格は基本的に当事者間の合意で定めることができます。しかし、国有企業との合併企業の場合には、国有資産である合併相手の持分を買取るために、資格を有する資産評価機構に評価を委託しなければなりません。なお、最終的な譲渡価格は、当該評価機構による評価額の90%を下回ってはならず、下回る場合には取引が一時中断されることとなります（「企業国有財産権譲渡管理暫定規則」第13条）。

従って、当該評価機構の評価報告書が国有資産の譲渡価格を事実上決定することとなります。また、当該評価結果は SASAC の審査認可を経る必要があります。

- 財産権取引所での公開入札

「企業国有財産権譲渡管理暫定規則」第 4 条では、国有資産の譲渡は財産権取引所において公開で行わなければならない旨が規定されており、国有企業との合併企業の相手持分も国有資産に該当することから、公開入札手続きを行う必要があります。公開入札の公募は 20 営業日の間実施する必要があり、譲受希望者が一名の場合には当該希望者への譲渡が認められますが、二名以上の場合には入札が行われることとなります。

このように、合併相手が国有企業である場合には、相手国有企業の合併企業に対する経営方針と自社の出資目的が合致しているかなどに留意する必要があります。

出版物:デロイト トーマツ チャイナ ニュース バックナンバー集発刊のお知らせ



デロイト トーマツ チャイナ ニュースのバックナンバーを冊子にまとめた『デロイト トーマツ チャイナ ニュース Vol.7/Oct.2013－Sep.2015』（投資・税務情報編）を発刊いたしました。

是非、貴社の中国ビジネスにお役立てください。

B5 判 全 227 頁／1,000 円（税込・送料込）
※お届けは日本国内のみとなります。

本書には、自由貿易試験区の創設、会社法の改正、人民元改革、個人所得税管理強化、増値税改革の進展、加えて、一般租税回避防止管理弁法の公布などの OECD BEPS 行動計画に関する中国における措置の導入など、過去 6 冊に劣らぬ重要情報を収録しています。是非、皆様の日々の業務にお役立てください。

《購入申込書》

デロイト トーマツ合同会社 中国室 行

お申込み FAX ▶ 03-6720-8346

お問合せ TEL ▶ 03-6720-8341

お申込み・お問い合わせ ▶ <mailto:chugoku@tohatsu.co.jp>

お申し込み（お届け先）	ご注文内容
貴社名： 部署名： ご芳名： ご住所：〒 電話番号： メールアドレス：	『デロイト トーマツ チャイナ ニュース Vol.7/Oct. 2013－Sep. 2015』（投資・税務情報編）を（ ）冊申し込みます。

本書は、バックナンバー集として過去のニュースレターを収録している性質上、既に法令通達の改定が行われ変更されている或いは情報のアップデートを要する内容が含まれる可能性がある点につきご留意願います。したがって、本書をご利用頂くに当たっては、最新状況をご確認いただくと共に、具体的な問題の解決に際しては専門家へご相談いただく必要があります。

執筆:有限責任監査法人トーマツ 中村 剛、上村 哲也 デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社 三好 高志
監修:デロイト トーマツ合同会社 三浦 智志、鄭 林根、小林 信虹、西村 美香 デロイト トーマツ税理士法人 大久保 恵美子
執筆協力:デロイト中国ほか

中国業務に関する主なお問合せ先

デロイト トーマツ合同会社

本部中国室

〒108-6221 東京都港区港南 2-15-3 品川インターシティC 棟
Tel:03-6720-8341 / Fax:03-6720-8346
三浦 智志 / 伊集院 邦光 / 中村 剛 / 鄭 林根 / 江川 由美子 / 小林 信虹 / 西村 美香

有限責任監査法人トーマツ

名古屋事務所

〒450-8530 名古屋市中村区名駅 1-1-1 JP タワー名古屋
Tel:052-565-5511 / Fax:052-565-5548
前田 勝己

福岡事務所

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ
Tel:092-751-0931 / Fax:092-751-1035
只隈 洋一

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
TEL:03-6213-1180 FAX:03-6213-1085
福島 和宏 / 三好 高志

デロイト中国各拠点案内

上海事務所

30/F, Bund Center, 222 Yan An Road East, Shanghai, 2,00002 P.R.C.
Tel:+86-21-6141-8888 / Fax:+86-21-6335,0003
大久保 孝一 / 田嶋 大士 / 横山 真也 / 大穂 幸太 / 石黒 泰時
河原崎 研郎 / 大庭 隆啓 / 原 国太郎 / 板谷 圭一 / 片岡 伴維

大連事務所

Room 1503 Senmao Building
147 Zhongshan Road, Xigang Deistrict, Dalian, 116011 P.R.C.
Tel:+86-411-8371-2888 / Fax:+86-411-8360-3297
依藤 啓司

広州事務所

26/F, Yuexiu Financial Tower, 28 Pearl River East Road,
Guangzhou, 510623 P.R.C
Tel:+86-20-8396-9228 / Fax:+86-20-3888-1119
前川 邦夫

蘇州事務所

Suite908, Century Financial Tower, 1 Suhua Road,
Industrial Park, Suzhou, 215021 P.R.C
Tel:+86-512-6762-1238 / Fax:+86-512-6762-3338
滝川 裕介

ハルビン事務所

Room 1618, Development Zone Mansion 368 Changjiang Road
Nangang District Harbin 150090, PRC
Tel:+86-451-8586-0060/ Fax: +86-451-8586-0056

成都事務所

Unit 3406, 34/F Yanlord Landmark Office Tower No. 1 Section 2,
Renmin South Road Chengdu 610016, PRC
Tel: +86 28 6210 2383/ Fax: +86 28 6210 2385

杭州事務所

Room 605, Partition A, EAC Corporate Office, 18 Jiaogong Road
Hangzhou, 310013, PRC
Tel:+86-571- 2811-1900 / Fax:+86-571-2811-1904

廈門事務所

Unit E, 26/F International Plaza, 8 Lujiang Road, Siming District
Xiamen, 361001, PRC
Tel:+86-592-2107-298 / Fax:+ 86-592-2107-259

マカオ事務所

19/F The Macau Square ,Apartment H-N
43-53A Av. do. Infante D. Henrique
Macau, PRC
Tel:+853-2871-2998 / Fax:+ 853-2871-3033

大阪事務所

〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-1-1 淀屋橋三井ビルディング
Tel:06-4560-6031 / Fax:06-4560-6039
上村 哲也 / 藤川 伸貴 / 谷口 直之 / 粟野 清仁

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel:03-6213-3800 / Fax:03-6213-3801
大久保 恵美子 / 安田 和子 / 酒井 晶子 / 川島 智之

デロイト トーマツ コンサルティング合同会社

〒100-0005 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel:03-5220-8600 / Fax:03-5220-8601
野村 修一

北京事務所

8/F Office Tower W2, The Tower, Oriental Plaza,
1 East Chang An Avenue, Beijing, 100738 P.R.C.
Tel:+86-10-8520-7788 / Fax:+86-10-8518-1218
原井 武志 / 松原 寛 / 浦野 卓矢 / 北村 史郎 / 降矢 直人

天津事務所

30/F The Exchange North Tower No.1
189 Nanjing Road, Heping District, Tianjin, 300051 P.R.C.
Tel:+86-22-2320-6688 / Fax:+86-22-2320-6699
濱中 愛 / 梨子本 暢貴

深セン事務所

13/F China Resources Building, 5001 Shennan Road East,
Shenzhen, 518010 P.R.C.
Tel:+86-755-8246-3255 / Fax:+86-755-8246-3222
大塚 武司

香港事務所

35/F One Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong
Tel:+852-2852-1600 / Fax:+852-2542-4597
アジア パシフィック クラスタリーダー 中川 正行
松山 明広 / 小川 康弘 / 福田 素裕

濟南事務所

Unit 1018, 10/F, Tower A, Citic Plaza, 150 Luo Yuan Street,
Jinan 250011, PRC
Tel:+86-531-8518-1058/ Fax:+ 86-531-8518-1068

重慶事務所

Room 10-12, 13/F International Trade Center Chongqing
38 Qing Nian Road, Yu Zhong District, Chongqing 400010 P.R.C
Tel:+86-23-6310- 6206/ Fax:+ 86-23-6310-6170

南京事務所

Room B, 11th Floor Golden Eagle Plaza
89 Hanzhong Road Nanjing 210029, PRC
Tel:+ 86-25-5790 -8880/ Fax:+86-25-8691-8776

武漢事務所

Unit 2, 38/F New World International Trade Tower
568 Jianshe Avenue, Wuhan, 430022, PRC
Tel:+ 86-27-8526-6618/ Fax:+86-27-8526-7032

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人およびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 225,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited